

第2章 本町における男女共同参画の推進について

(1)男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法第2条には、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定されています。

分かり易く言えば、家庭、地域、学校、職場など、社会のあらゆる場面で、誰もが自由と平等を享受し、性別に関わりなく自らの意思に基づく生き方が実現でき、男女が対等なパートナーとして共に支え合い、豊かな個性と能力を十分に発揮できる社会と言えます。

(2)男女共同参画推進の必要性

平成11年(1999年)に制定された「男女共同参画社会基本法」の前文で、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」とされています。

さらに、同法14条には、市町村は「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」と規定されています。

(3)男女共同参画が進めばどんなことが期待できるのでしょうか

①基本的人権の尊重

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動し、様々な法整備をすることによって進められてきました。

しかし、現実には、「男は仕事、女は家庭」といった考え方に代表される性別役割分担意識が依然として社会の中に存在し、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントといった人権を侵害する行為も存在します。

その背景には、家事や育児などに象徴される女性に偏った日常的な負担が存在し、女性が自分の能力や個性を社会の中で十分発揮しながら生きていくということが可能となくらい社会の構造にも大きな原因があるのではないのでしょうか。

そのためには、性別や年齢などにとらわれない社会参画が不可欠であり、家庭生活を基本としつつも、社会全体で子育てや介護を支援していく環境づくりが必要です。

女性も、男性と同じように社会の重要な立場で活躍できるような社会は、多様性に富んだ活力のある社会、豊かな社会へと発展していく可能性を秘めています。そのような社会は、お互いが対等なパートナーとして支え合い、性別に関わりなく、全ての人が希望を持って生きていける社会、多様な働き方、選択が可能な社会、人権と性が大切にされる社会になっていくと考えられます。

②社会情勢への対応と魅力ある社会の実現

今や日本は、少子高齢化の真ただ中という世界がまだ経験したことのない厳しい状況にあるなかで、長期的に見た労働力不足への懸念、一方で共働き世帯の増加という新しい社会情勢や家族形態の大きな変化にも直面しています。

しかしながら、現実には働く女性が増えてきてはいるものの結婚や出産を機にいったん仕事を辞めるケースも多く、子育てが落ち着いた時期に再び就労を希望する場合の社会の受け入れの問題があり、非正規雇用の形態が多くみられるなど雇用環境には厳しい現実があるのも事実です。

この様な、新しい内外の社会情勢、ライフスタイルの変化にも柔軟に対応していくために、両性への正しい認識が広がることにより、働き方の改革や、家庭生活の中での役割の見直しを進めるワーク・ライフ・バランスが定着していくことは、少子化への一定の対策に繋がる可能性もあり、一方で、女性の社会参画が進み、現状の社会の在り方に加え、女性の感性や能力を生かした魅力ある社会や地域づくりへと多様性を持った社会づくりが進んで行くことも期待されます。

したがって、そのためには、かつての性別役割分担意識を大きく変換し、新たな社会の在り方を選択していくための私たちの大きな意識の変革が必要になってきます。

1 本計画策定の目的及び基本理念

この計画は、本町における男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本町における男女共同参画を推進していく上での基本とする考え方や視点、基本理念を次のとおりとします。

- 基本理念1 男女の人権尊重と、互いの個性及び能力の発揮
- 基本理念2 社会における制度や慣行の見直しと、人生における選択への配慮
- 基本理念3 政策等の立案・決定への共同参画の推進
- 基本理念4 家庭生活や仕事、その他地域活動とのバランスの確保

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けるものであり、本町における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針です。
- (2) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく基本計画として位置付けます。
- (3) また、この計画は、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画並びに、京都府の「KYOのあけぼのプラン（第3次）」や本町の第5次総合計画等、その他の関連計画と整合性を図っています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年（2021年）4月から令和13年（2031年）3月までとし、社会の情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

4 計画の基本方針

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた理解の推進
- (2) あらゆる分野における女性の活躍の推進
- (3) 職業生活と家庭・地域生活の両立支援
- (4) 安全・安心な暮らしの実現